

2023年9月4日

各 位

会 社 名 笹 徳 印 刷 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 杉 山 昌 樹
(コード番号：3958東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 丹 羽 尊 士
管理統括・管理本部長
(TEL 0562-97-1111)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2023年8月18日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2023年9月4日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日ブックビルディング方式により決定する予定の処分価格（募集価格）及び引受人より当社に支払われる金額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 493円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 246,500,000円
- (3) 仮 条 件 580円から600円
- (4) 仮条件の決定理由等

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 493円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 129,659,000円

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、東海東京証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

(1) 親引け先の状況等

① 親引け先の概要

笹徳印刷グループ従業員持株会
(理事長 諸隈 靖)
愛知県豊明市栄町大脇7番地

② 当社と親引け先との関係

当社グループの従業員持株会であります。

③ 親引け先の選定理由

当社グループ従業員の福利厚生のためであります。

④ 親引けしようとする株式の数

未定（公募による自己株式の処分のうち、70,000株を上限として、2023年9月13日（処分価格等決定日）に決定される予定。）

⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

⑦ 親引け先の実態

当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による自己株式の処分の価格と同一となり、処分価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
王子マテリア株式会社	東京都中央区銀座五丁目12番8号 王子ホールディングス1号館6階	1,400,000	28.02	1,000,000	18.19
すぐるラボ株式会社	名古屋市瑞穂区弥富町円山48番1号	620,000	12.41	620,000	11.28
笹徳印刷グループ従業員持株会	愛知県豊明市栄町大脇7番地	268,689	5.38	338,689	6.16
国際紙パルプ商事株式会社	東京都中央区明石町6番24号	494,000	9.89	244,000	4.44
杉山 卓繁	名古屋市瑞穂区	183,116	3.66	183,116	3.33
杉山 昌樹	名古屋市千種区	175,542	3.51	175,542	3.19
有限会社聡明	名古屋市千種区清住町三丁目32番地	157,400	3.15	157,400	2.86
杉山 翔太	名古屋市千種区	112,700	2.26	112,700	2.05
杉山 文香	東京都中央区	105,700	2.12	105,700	1.92
D I C株式会社	東京都中央区日本橋三丁目7番20号 ディーアイシービル	188,000	3.76	88,000	1.60
杉山 妙子	名古屋市天白区	309,920	6.20	20	0.00
杉山 昭作	名古屋市天白区	194,000	3.88	—	—
計	—	4,209,067	84.23	3,025,167	55.03

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2023年8月18日現在のものです。
2. 公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2023年8月18日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、公募による自己株式の処分、引受人の買取引受による売出し及び親引け(70,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | | |
|----------|------|-------------------|--------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | | 500,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 1,253,900株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 263,000株 (※) |
- (2) 需要の申告期間 2023年9月6日（水曜日）から
2023年9月12日（火曜日）まで
- (3) 価格決定日 2023年9月13日（水曜日）
（処分価格（募集価格）及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 募集・売出期間 2023年9月14日（木曜日）から
2023年9月20日（水曜日）まで
- (5) 払込期日 2023年9月21日（木曜日）
- (6) 株式受渡期日 2023年9月22日（金曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主であるすぐるラボ株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023年8月18日及び2023年9月4日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式263,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2023年9月22日から2023年10月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人であるすぐらボ株式会社、売出人である王子マテリア株式会社、国際紙パルプ商事株式会社及びD I C株式会社並びに当社株主である杉山卓繁、杉山昌樹、有限会社聡明、杉山翔太、杉山文香、杉山昭仁、菅野寿和子、白木邦昭、杉山晶子、岩元隆久、朝比奈史朗、伊藤幸、箭原良彦、杉浦茂樹、柴田和範、吉田俊也、坪内嘉典、加藤功、畔柳直樹、丹羽尊士及び市川充は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年3月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行（自己株式の処分を含む）、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による自己株式の処分、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年8月18日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、東海東京証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2024年3月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。